

落とさないで!

落下物は重大事故のもと!!

積荷の固定はしっかりと



建設資材



コンテナ



タイヤ



バスタブ



便座



フレハブ



石膏ボード



はしご

落下させないためには

積荷はしっかり固定する



砂利などの運搬の際はシートで覆う

出発前にもう一度



出発前にもう一度、積荷・車両の点検を

休憩施設で再確認



長距離移動するときは、ロープの緩みがないかなど、休憩施設で再確認を

〈平成28年度の落下物件数〉

落下物

76万件

(高速道路と直轄国道)

〈落下物は落とし主の責任です〉

落下物が原因で他者に損害を与えた場合は、落とし主に損害賠償責任が生じます。

道路の異状(落下物)を発見したら道路緊急ダイヤルへお知らせください。

#9910 (無料)

24時間受付

※ 運転中の通話は道路交通法により禁止されています。安全な場所に停車してからのご連絡をお願いします。



国土交通省